

平成目安箱への回答 No.4 【再質問】 下々は主義・主張するなというお上（おかみ）について

担当主管課：町民課町民協働係（内線 236）

要望等内容	回答
<p>私たちの団体は、オンブズマン活動、つまり[行政の不正、不当な行為を監視し、是正し、もって健全な住民自治に寄与する]ことを活動目的(主義)とし、これに沿った主張をしています。</p> <p>このことは、そちらもこの活動目的を是とし、認知したからこそ、弊団体が大磯町ホームページの“まちづくり”の市民活動団体として掲載されているのだと承知しています。</p> <p>さて、掲示を許可しない理由として「内容の一部に団体の主義・主張と思われる文面が含まれていて、誤解を与える恐れがある」と簡単に述べていますが、意味が不明瞭です。</p> <p>① 団体は主義・主張してはいけないのですか ② どの文言がどのような誤解を与える恐れがありますか 以上の項目に付き具体的に説明してください。</p> <p>また、東邦は、自治基本条例の理念に基づく“事実に基づく闊達な議論”の観点から、そちらの行為を問いただしています。</p> <p>この自治基本条例の理念の観点からのご返答も③として、ご回答のほどお願いいたします。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>平成 26 年 6 月 16 日付けでご意見いただきました、「〔再質問〕下々は主義・主張するなというお上（おかみ）」の回答につきまして以下のとおり回答します。</p> <p>貴団体からの町役場庁舎内における会員募集チラシ掲示につきましては、事前相談の時から、町民活動推進に関する会員募集チラシの掲示のため、掲示は可能との判断の中、話し合いを進めてまいりました。しかし、文面の中にある「なんじゃそりゃ」に記載されている内容につきまして、チラシをご覧いただいた方に誤解を与える恐れがあり、内容の修正等について何度か協議させていただきました。しかし、町からの回答に対し内容修正はされないとの事でしたので、掲示をお断りさせていただいたものです。</p> <p>このことにつきまして、平成 26 年 5 月 20 日付平成目安箱にてあらためて質問を受け回答したところであり、今回につきましても、同様の主旨となりますので、前回の回答をもって返させていただきます。</p> <p>〔平成 26 年 5 月 20 日回答文〕</p> <p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、5 月 20 日付けで御意見いただきました、「説明責任の要求」について御回答いたします。</p> <p>貴団体より、町役場庁舎内において、会員募集チラシの掲示の依頼を受けた際に、掲示をお断りさせていただいた理由につきましては、貴団体のチラシに記載されている内容の一部に、団体の主義・主張と思われる文面が含まれており、チラシを御覧いただいた方に誤解を与える恐れがあると判断し、庁舎内の掲示をお断りさせていただいたものです。</p> <p>なお、記載されている内容を修正いただければ、掲示させていただく旨のお話もさせていただきましたが、内容の修正はされないとの事でしたので、掲示をお断りさせていただきました事をご理解願います。</p>

目安箱受付日：H26. 6. 16

掲示日：H26. 7. 15